令和　　年　　月　　日

沖縄県知事　　殿

法人名：

住所：

代表者：　　　　　　　　　　　㊞

誓約書

当法人は、令和７年度新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金を活用するにあたり、次の事項について誓約します。

１　新たなアクティビティを活用したスポーツツーリズムコンテンツ創出事業補助金交付要綱に基づく、県の決定に対し、異議は一切申し立てません。

２　本事業において、法令、規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。

３　補助金を本事業以外に流用し、目的外に使用することは行いません。

４　本事業に関する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管します。また、県に、本事業にかかる資料の提出を求められた際には、必ず提出します。

５　県が本事業の実施状況、経理状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。

６　自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものではありません。また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条　第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して、資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的、又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

７　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

※ 共同事業体の場合は、構成企業毎にそれぞれ作成してください。